○農林水産省告示第　　号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

道県名	港名
北海道	釧路港、十勝港、歯舞港
青森県	八戸港

岩手県	山田港
宮城県	気仙沼港
千葉県	銚子港
長崎県	長崎港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。